

公募型指名競争入札の執行について

公募型指名競争入札を次のとおり執行する。

平成 30 年 1 月 12 日

大阪市住宅供給公社
理事長 鬘 恒三

1 担当課

〒530-0041 大阪市北区天神橋 6 丁目 4 番 20 号
大阪市住宅供給公社住宅管理部管理課調整担当
電話 06-6882-7046

2 入札に付する事項

(1) 委託名称

平成 30 年度市営住宅附帯駐車場等清掃業務委託

(2) 履行場所

大阪市内一円

(詳細は仕様書による)

(3) 履行期間

平成 30 年 4 月 1 日 から 平成 31 年 3 月 31 日

(4) 業務概要

市営住宅附帯駐車場区画及び駐車場施設内共用部分における清掃業務

3 発注方式

単体企業に発注する。

4 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、大阪市住宅供給公社（以下「公社」という。）の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は、入札に参加することができる。

(1) 入札参加申請時において、平成 29・30 年度大阪市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「01：建物等各種施設管理 - 11：公園清掃 - 01：公園」の登録、かつ「01：建物等各種施設管理 - 14：植物管理 - 01：除草・草刈」の登録があること。

(2) 当公社又は官公庁等（※1）における当業務もしくはこれと類似する業務（※2）の完了実績が過去 5 年以内に 1 件以上あること。ただし、履行中のものを除く。

※1「官公庁等」とは、官公庁・地方住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構及び大阪市の外郭団体等をいう。

※2「類似する業務」とは、「道路・遊歩道・公園・河川等」での清掃又は除草を含む業務とする。

(3) 大阪府内に本支店等の営業拠点が所在していること。（大阪市入札参加有資格者名簿に、当該営業拠点の所在地が登録されていること。）

(4) 入札参加申請時において、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。

(5) 入札参加申請時において、大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等

除外措置を受けていないこと。

(6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条 4 の規定に該当しない者であること。

(7) 関係会社の参加制限

当該入札に参加しようとする者で、次の①～④のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの 1 者しか参加できない。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する 2 者の場合。

ア 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ 以下のいずれかに該当する 2 者の場合

ア 組合とその組合員

イ 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が夫婦、親子の関係である場合

ウ 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は、受任者を設けている場合の支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合

エ 一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合

オ 一方の会社等の大阪市又は当公社の入札に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社等と同一である場合

④ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

5 入札参加申請等

(1) 入札参加を希望する者は、次の書類を提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申請書

イ 印鑑証明書（原本）

注 申請時において、発行日より 3 か月以内のものに限る。

ウ 使用印鑑届

エ 委任状

注 入札参加の申請・入札・契約締結等の権限を委任する場合のみ必要。

注 受任者は支店長・営業所長又はこれに準ずる地位以上の者に限る。

オ 契約実績調書

注 契約書の写し等履行確認できるものを添付すること。

カ 資本関係・人的関係に関する調書

(2) 交付期間

平成 30 年 1 月 12 日（金）から 平成 30 年 1 月 26 日（金）

9：00～17：00（12：15～13：00 を除く）

但し、土・日曜日及び祝日を除く。

※当該業務にかかる詳細図面については、入札参加申請の受付時に配布する。

(3) 交付場所

下記にて受領するか、公社ホームページよりダウンロードすること。

公社 経理課（契約担当）

大阪市北区天神橋 6 丁目 4 番 20 号（住まい情報センター6 階）

T E L 06-6882-7003

ホームページ <http://www.osaka-jk.or.jp/>

(4) 受付期間

平成 30 年 1 月 25 日（木）、26 日（金）

10：00～17：00（12：00～13：00 を除く）

但し、土・日曜日及び祝日を除く。

(5) 受付場所

上記（3）交付場所と同じ

(6) 申請書類は、入札参加受付期間に受付場所に持参して提出しなければならない。

(7) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。

(8) 提出された入札参加資格審査資料は、申請者に無断で他に使用しない。

6 入札参加申請書の取扱いについて

受付後の入札参加申請書の撤回は認めない。

7 入札参加者の指名等

(1) 入札参加申請の提出書類により入札参加資格を審査したうえ、平成 30 年 2 月 1 日（木）に電話にて指名通知し、指名通知書を交付する。

(2) 指名されなかった申請者に対しては、理由を付して通知する。

8 質疑等

(1) 仕様書等に疑義がある場合は、下記の日時までに質疑書を F A X にて提出すること。

質疑受付期限 平成 30 年 2 月 7 日（水） 17：00 まで

質疑提出先 大阪市住宅供給公社 住宅管理部管理課調整担当

F A X 06-6882-7051

(2) 回答は、平成 30 年 2 月 13 日付で、公社ホームページ上で掲載する。

9 入札執行日時及び場所

(1) 入札執行日時

平成 30 年 2 月 16 日（金）11：30

(2) 入札執行場所

公社 5 階 入札室

10 入札に参加することができない者

(1) 入札参加申請期限までに参加申請をしなかった者、又は入札参加の指名をされなかった者

(2) 入札参加申請期限より入札執行日時までの間において、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止中の者

(3) 入札参加申請期限より入札執行日時までの間において、大阪市住宅供給公社契約関係暴力団

排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者

- (4) 入札参加申請時より入札時までの間において、4- (7) に該当する事実が判明した者。ただし、該当する者の1者を除くすべてが入札を辞退した場合、残る1者は入札に参加することができる。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
(2) 契約保証金 免除
(3) 契約保証人 不要

12 入札の無効

- (1) 大阪市住宅供給公社経理規程第67条第1項の規定に該当する入札
(2) 申請書類に虚偽の記載をした者の入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(2) 上記(1)の規定により落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ等により落札者を決定するものとする。

14 その他

- (1) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行なわないものとする。
(2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
(3) 契約の締結は平成30年度予算発効時とする。

大阪市住宅供給公社経理規程（抄）

(入札の無効)

第67条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札又は権限を証する書面の確認を受けない代理人がした入札
(2) 指定の日時まで提出又は到着しなかった入札
(3) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札
(4) 入札者の記名押印がない入札
(5) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
(6) 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
(7) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
(8) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札
(9) 入札に関し不正な行為を行った者がした入札
(10) その他入札に関する条件に違反した入札

2 入札の効力は、理事長が決定する。